

所得税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後  
改正前

(非課税とされる通勤手当に係る駐車場等の要件等)

第二条の二 令第二十條の二第三号(非課税とされる通勤手当)に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する交通用具の駐車のための施設が、その受ける同条に規定する通勤手当に係るその者の勤務する場所の周辺又はその者が通勤のため利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあることとする。

2 令第二十條の二第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号に規定する駐車場等(以下この項において「駐車場等」という。)の料金の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(その者が二以上の駐車場等を利用する場合には、それぞれの駐車場の料金の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額)に相当する金額とする。

- 一 当該駐車場等の料金が月を単位として定められている場合 当該料金の額(一月を超える期間で一月の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、当該駐車場等の料金の額を当該整数倍の倍数で除して計算した金額)
- 二 当該駐車場等の料金が年を単位として定められている場合 当該料金の額を十二(一年を超える期間で一年の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、十二に当該整数倍の倍数を乗じた数)で除して計算した金額
- 三 当該駐車場等の料金がその利用の都度負担するものとして定められている場合 次に掲げるいずれかの金額
  - イ その者が通勤のためその利用の都度負担した当該料金の額の一月間の合計額
  - ロ その利用一回に負担すべき当該料金の額に、一月当たりのその者が通勤のため当該駐車場等を利用した回数乗じて計算した金額
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、その者が通勤のためその利用の都度負担する当該料金の額の一月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額

四 前三号に掲げる場合以外の場合、年間駐車場等料金相当額（当該駐車場等の料金の額に三百六十五を乗じてこれを当該料金の算定の基礎となつた期間に相当する日数で除して計算した金額その他の合理的な方法により計算した金額をいう。）を十二で除して計算した金額

（償却の方法の選定の単位）

第二十八条 令第二百二十三条第一項（減価償却資産の償却の方法の選定）に規定する財務省令で定める区分は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める種類の区分とする。

一 四 省 略

五 坑道、令第六条第八号イ（減価償却資産の範囲）に掲げる鉱業権（次号に掲げるものを除く。）及び貯留権、当該坑道、鉱業権及び貯留権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類

六 省 略

（更生計画認可の決定等に準ずる事由）

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ホ（個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げるもの（同号ニに掲げる事由を除く。）とする。

一 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと。

二 法令の規定による整理手續によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

（償却の方法の選定の単位）

第二十八条 同 上

一 四 同 上

五 坑道及び令第六条第八号イ（鉱業権）に掲げる鉱業権（次号に掲げるものを除く。） 当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類

六 同 上

（更生計画認可の決定等に準ずる事由）

第三十五条 令第四百四十四条第一項第一号ホ（個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手續によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの（同号ニに掲げる事由を除く。）とする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第四十条の九 令第二百七十七条第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校とする。

一 学校教育法第二百五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、別科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるもの

二 学校教育法第二百五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる単位数が六十二単位以上であるもの

2 省 略

（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）  
第四十条の十 省 略

（確定所得申告書に添付すべき書類等）

第四十七条の二 省 略

2 省 略

3 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次

第四十条の九 同 上

一 学校教育法第二百五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるもの

二 学校教育法第二百五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が千七百時間以上であるもの

2 同 上

（特定公益信託の信託財産の運用の方法等）

第四十条の十 令第二百七十七条の二第一項第四号ハ（特定公益信託の要件等）に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託（貸付信託の受益権の取得を除く。）とする。

2 令第二百七十七条の二第三項第八号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

一 その構成員に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれているもの

二 国又は地方公共団体が拠出をしているもの（前号に掲げる法人を除く。）

三 前二号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）  
第四十条の十の二 同 上

（確定所得申告書に添付すべき書類等）

第四十七条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

の各号に掲げる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金（以下この項において「特定寄附金」という。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 特定寄附金で次号及び第三号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる書類

イ 次に掲げるいずれかの書類

(1) 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が次に掲げる者に該当する場合には、それぞれ次に定める旨を含む。）  
、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

(i) 令第二百七十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人 当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨

(ii) 法第七十八条第二項第四号に規定する公益信託の受託者 当該特定寄附金が当該公益信託に係る信託事務に関連する同号に規定する寄附金である旨

(2) 省略

ロ・ハ 省略

一 特定寄附金で次号から第四号までに掲げるもの以外のもの 次に掲げる書類

イ 同上

(1) 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百七十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨を含む。）  
、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

二 法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるもの 次に掲げる書類

イ 法第七十八条第三項に規定する特定公益信託（以下この号において「特定公益信託」という。）の信託財産とするために支出した金銭の受領をした当該特定公益信託の受託者のその受領をした金銭が当該特定公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該金銭の額及びその受領した年月日を証する書類

ロ 令第二百七十七条の二第三項（特定公益信託の要件等）に規定する主務大臣の認定に係る書類（当該書類に記載されている当該認定の日が当該特定公益信託の信託財産とするために支出する日以前五年内であるものに限る。）の写しとして当該特定公益信託の受託者から交付を受けたもの

二・三 省略

4510 省略

11 令第二百六十二条第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 その者が、法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に規定する専修学校又は各種学校（以下この号において「専修学校等」という。）の学生又は生徒である場合 次に掲げる書類

イ 当該専修学校等の設置する課程が、令第十一条の三第二項第一号（勤労学生の範囲）に掲げる課程である場合には同号に定める事項に、同項第二号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に、同項第三号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に該当するものである旨を文部科学大臣が証する書類（当該専修学校等の設置をする者が同条第一項第二号に掲げる者である場合には、当該書類及び当該専修学校等が同号に規定する文部科学大臣が定める基準を満たすものである旨を文部科学大臣が証する書類）の写しとして当該専修学校等の長から交付を受けたもの

ロ 令第十一条の三第二項第一号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に、同項第二号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に、同項第三号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に該当する課程を履修する者である旨をイの専修学校等の長が証する書類

二 その者が、法第二条第一項第三十二号ハに規定する職業訓練法人の行う同号ハに規定する認定職業訓練を受ける者である場合 次に掲げる書類

イ 当該職業訓練法人の行う当該認定職業訓練の課程が令第十一条の三第二項第四号に定める事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの

ロ 令第十一条の三第二項第四号に定める事項に該当する課程を履修する者である旨をイの職業訓練法人の代表者が証する書類

12・13 省略

三・四 同上

4510 同上

11 同上

一 その者が、法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に規定する専修学校又は各種学校（以下この号において「専修学校等」という。）の生徒である場合 次に掲げる書類

イ 当該専修学校等の設置する課程が、令第十一条の三第二項第一号（勤労学生の範囲）に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に該当するものである旨を文部科学大臣が証する書類（当該専修学校等の設置をする者が同条第一項第二号に掲げる者である場合には、当該書類及び当該専修学校等が同号に規定する文部科学大臣が定める基準を満たすものである旨を文部科学大臣が証する書類）の写しとして当該専修学校等の長から交付を受けたもの

ロ 令第十一条の三第二項第一号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に該当する課程を履修する者である旨をイの専修学校等の長が証する書類

二 同上

イ 当該職業訓練法人の行う当該認定職業訓練の課程が令第十一条の三第二項第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの

ロ 令第十一条の三第二項第二号に掲げる事項に該当する課程を履修する者である旨をイの職業訓練法人の代表者が証する書類

12・13 同上

14 法第二百二十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 確定申告書に社会保険料控除（法第七十四条第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料に係るものに限る。）に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載した令第二百六十二条第一項第二号に規定する社会保険料の金額

ロ 二 省 略

二 省 略

15 省 略

（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項）

第五十三条 令第二百六十七条第二項（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省 略

六 租税特別措置法第三条の三第三項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第八条の三第三項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）（同条第二項第二号に係る部分に限る。）、第九条の二第二項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）又は第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は同法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次号に規定する非課税口座内上場株式等の配当等を除く。以下この号において「配当等」という。）について、その支払者又はこれらの規定に規定する支払の取扱者及び種類ごとに、その元本又は数量、配当等の収入金額及び徴収された所得税の額（同法第三十七条の十一の六第六項（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用がある場合には、その適用後の金額）並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号又はその支払の取扱者の名称及びその者の事務所、事業

14 同 上

一 同 上

イ 五 同 上

二 同 上

15 同 上

（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項）

第五十三条 同 上

一 五 同 上

六 租税特別措置法第三条の三第三項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第八条の三第三項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）（同条第二項第二号に係る部分に限る。）、第九条の二第二項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）又は第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は同法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次号に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等を除く。以下この号において「配当等」という。）について、その支払者又はこれらの規定に規定する支払の取扱者及び種類ごとに、その元本又は数量、配当等の収入金額及び徴収された所得税の額（同法第三十七条の十一の六第六項（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）の適用がある場合には、その適用後の金額）並びにその支払者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは法人番号又はその支払の取扱者の名称及びその者の事務所、事

所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（第十号において「事務所等」という。）の所在地若しくは法人番号

七 租税特別措置法第九条の八第二項（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る同項に規定する非課税口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。）ごとに、その非課税口座内上場株式等の配当等の額、当該非課税口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項又は第九条の三の第二項の規定により徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

## 八 省 略

九 租税特別措置法第三十七条の十四第八項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同条第五項第一号に規定する非課税口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。）ごとに、同条第八項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額、その徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

## 十 十二 省 略

2 確定申告書に法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書の写し、同条第二項若しくは第三項ただし書に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの、租税特別措置法第八条の四第四項、第五項若しくは第六項ただし書（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第三十七条の十一の三第七項若しくは第九項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第三十七条の十四第四十二項若しくは第四十三項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第四十一条の十二の二第八項、第九項若しくは第十項ただし書に規

業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（第十号において「事務所等」という。）の所在地若しくは法人番号

七 租税特別措置法第九条の九第二項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る同項に規定する非課税口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。）ごとに、その未成年者口座内上場株式等の配当等の額、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の三第二項又は第九条の三の第二項の規定により徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

## 八 同 上

九 租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により徴収された所得税の額がある場合には、同条第五項第一号に規定する未成年者口座が開設されていた同項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。）ごとに、同条第八項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額、その徴収された所得税の額並びにその金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地又は法人番号

## 十 十二 同 上

2 確定申告書に法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書の写し、同条第二項若しくは第三項ただし書に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの、租税特別措置法第八条の四第四項、第五項若しくは第六項ただし書（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第三十七条の十一の三第七項若しくは第九項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第三十七条の十四の二第二十八項若しくは第二十九項ただし書に規定する報告書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該報告書に記載すべき事項を書面に出力したものの、同法第四十一条の十二の二第八項、第九項若しくは第十項ただし書

定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの又は法第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第四項ただし書（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該源泉徴収票に記載すべき事項を書面に出力したものが添付されている場合には、令第二百六十七条第二項に規定する明細書には、前項各号に掲げる事項のうち当該調書の写し又はこれらの通知書、報告書若しくは源泉徴収票（以下この項において「通知書等」という。）若しくは当該通知書等に記載すべき事項を書面に出力したものに記載されている事項は、記載することを要しない。

（決算）

第六十条 省 略

2 その年において新たに青色申告者となつた者は、その年一月一日（年の中途において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日）において、棚卸資産（事業所得の基因となる有価証券及び法第二十一条第十六号（定義）に規定する暗号資産を含む。以下この条において同じ。）の棚卸し及び諸勘定科目についての必要な整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。

3 省 略

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除を受けるための添付書類）  
第六十六条の七の二 第四十条の十（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）の規定は、法第六十五条の五の三第二項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する法第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

別表第三(三)

居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金  
についての所得税徴収高計算書

省 略

に規定する通知書若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該通知書に記載すべき事項を書面に出力したものの又は法第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第四項ただし書（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票若しくは同項本文の規定による提供を受けた当該源泉徴収票に記載すべき事項を書面に出力したものが添付されている場合には、令第二百六十七条第二項に規定する明細書には、前項各号に掲げる事項のうち当該調書の写し又はこれらの通知書、報告書若しくは源泉徴収票（以下この項において「通知書等」という。）若しくは当該通知書等に記載すべき事項を書面に出力したものに記載されている事項は、記載することを要しない。

（決算）

第六十条 同 上

2 その年において新たに青色申告者となつた者は、その年一月一日（年の中途において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日）において、棚卸資産（事業所得の基因となる有価証券及び法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産を含む。以下この条において同じ。）の棚卸し及び諸勘定科目についての必要な整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。

3 同 上

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除を受けるための添付書類）  
第六十六条の七の二 第四十条の十（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）の規定は、法第六十五条の五の三第二項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する法第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）の規定を準用する場合について準用する。

別表第三(三)

居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金  
についての所得税徴収高計算書

同 左

備考

- 1～4 省略
- 5 「給与等」の「俸給、給料等」の欄には、租税特別措置法第29条の3に規定する財産形成給付金又は第一種財産形成基金給付金若しくは第二種財産形成基金給付金のうち同条の規定により給与等の金額とみなされるもの等を含めて記載すること。この場合において、「摘要」の欄には、㊸と表示し、その人員、支給額及び税額を記載すること。
- 6～18 省略

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
省略	省略	省略

備考

- 1 省略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
- (1)～(8) 省略
- (9) 租税特別措置法第3条第1項第4号又は第5号に掲げる公社債の利子に該当するものについては、「摘要」の欄に「租税特別措置法第3条第1項第4号該当」又は「租税特別措置法第3条第1項第5号該当」と記載すること。
- (10)～(15) 省略
- 3～5 省略

別表第五(四)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
省略	省略	省略

備考

- 1 省略

備考

- 1～4 同左
- 5 「給与等」の「俸給、給料等」の欄には、租税特別措置法第29条の4第1項に規定する財産形成基金給付金又は第一種財産形成基金給付金若しくは第二種財産形成基金給付金のうち同項の規定により給与等の金額とみなされるもの等を含めて記載すること。この場合において、「摘要」の欄には、㊸と表示し、その人員、支給額及び税額を記載すること。
- 6～18 同左

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
同左	同左	同左

備考

- 1 同左
- 2 同左
- (1)～(8) 同左
- (9) 租税特別措置法第3条第1項第4号に掲げる公社債の利子に該当するものについては、「摘要」の欄に「租税特別措置法第3条第1項第4号該当」と記載すること。
- (10)～(15) 同左
- 3～5 同左

別表第五(四)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
同左	同左	同左

備考

- 1 同左

2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1)～(10) 省 略

(11) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号イに規定する同族会社又は同号ロに規定する特定法人から支払又は交付を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号イにより総合課税適用分」又は「租税特別措置法第37条の10第3項第8号ロにより総合課税適用分」と記載すること。

(12) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が次に掲げる場合に該当する場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) 租税特別措置法第37条の14第18項の規定により同条第5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿（(ロ)において「振替口座簿」という。）への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等（(ロ)において「上場株式等」という。）に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等（(ロ)において「金融商品取引業者等」という。）が当該口座に係る同条第13項第2号に定める事項又は同条第27項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(ロ) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第28項の規定により同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定及び同項第8号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第27項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(13)～(18) 省 略

3 省 略

2 同 左

(1)～(10) 同 左

(11) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号に規定する同族会社から支払又は交付を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号により総合課税適用分」と記載すること。

(12) 同 左

(イ) 租税特別措置法第37条の14第12項の規定により同条第5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿（(ロ)において「振替口座簿」という。）への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等（(ロ)において「上場株式等」という。）に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等（(ロ)において「金融商品取引業者等」という。）が当該口座に係る同条第7項第2号に定める事項又は同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(ロ) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第22項の規定により同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定及び同項第8号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(13)～(18) 同 左

3 同 左

別表第五(四)

令和	年分	先物取引に関する支払調書
		省 略

## 備考

1 この支払調書は、居住者及び恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引（法第224条の5第1項第1号に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）若しくは外国商品市場取引（以下この表において「外国商品市場取引」という。）若しくは同項第3号に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「店頭商品デリバティブ取引」という。））、同項第4号に規定する市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは同項第6号に規定する店頭デリバティブ取引又は同項第7号に規定する有価証券（以下この表において「カバードラント」という。）の取得をいう。以下この表において同じ。）について、当該商品先物取引若しくは外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の差金等決済（同条第2項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。））、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済又はカバードラントの差金等決済をした場合における当該先物取引について使用することとし、商品先物取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引、第90条の5第2号に規定する市場デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。））、同号に規定する外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。））、同号に規定する店頭デリバティブ取引（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。））、市場暗号資産デリバティブ取引（同条第3号に規定する暗号資産デリバティブ取引（以下この表において「暗号資産デリバティブ取引」という。）のうち法第224条の5第1項第4号に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの（租税特別措置法第41条の14第1項第2号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。）をいう。4(7)において同じ。）、外国市場暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の5第1項第4号に規定する外国市場デリバティブ

別表第五(四)

令和	年分	先物取引に関する支払調書
		同 左

## 備考

1 この支払調書は、居住者及び第90条の5の恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引（法第224条の5第1項第1号に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）若しくは外国商品市場取引（以下この表において「外国商品市場取引」という。）若しくは同項第3号に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「店頭商品デリバティブ取引」という。））、同項第4号に規定する市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは同項第6号に規定する店頭デリバティブ取引又は同項第7号に規定する有価証券（以下この表において「カバードラント」という。）の取得をいう。以下この表において同じ。）について、当該商品先物取引若しくは外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の差金等決済（同条第2項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。））、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済又はカバードラントの差金等決済をした場合における当該先物取引について使用することとし、商品先物取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引、第90条の5第2号に規定する市場デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。））、同号に規定する外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。））、同号に規定する店頭デリバティブ取引（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。））、市場暗号資産デリバティブ取引（同条第3号に規定する暗号資産デリバティブ取引（以下この表において「暗号資産デリバティブ取引」という。）のうち法第224条の5第1項第4号に規定する市場デリバティブ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。）、外国市場暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち同号に規定する外国市場デリバティブ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。）、店頭暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ

イゾ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。) 店頭暗号資産デリバティブ取引(暗号資産デリバティブ取引のうち同項第6号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの(租税特別措置法第41条の14第1項第2号に規定する金融商品先物取引等に該当するものを除く。))をいう。4(7)において同じ。)、市場特定暗号資産デリバティブ取引(暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の5第1項第4号に規定する市場デリバティブ取引に該当するもの(租税特別措置法第41条の14第1項第2号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。))をいう。4(7)において同じ。)、店頭特定暗号資産デリバティブ取引(暗号資産デリバティブ取引のうち法第224条の5第1項第6号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの(租税特別措置法第41条の14第1項第2号に規定する金融商品先物取引等に該当するものに限る。))をいう。4(7)において同じ。)、上場カバードラント(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているカバードラントをいう。以下この表において同じ。))又は店頭カバードラント(上場カバードラント以外のカバードラントをいう。以下この表において同じ。))ごとに作成すること。

## 2・3 省 略

4 この支払調書を、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合には、この支払調書の表の「先物取引に関する支払調書」の次に「(暗号資産デリバティブ取引用)」の字句を付記し、次の要領により記載すること。

### (1)～(6) 省 略

(7) 「摘要」の欄には、市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、外国市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「外国市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、市場特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「市場特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭特定暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「店頭特定暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。

ゾ取引のうち同項第6号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。)、上場カバードラント(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているカバードラントをいう。以下この表において同じ。))又は店頭カバードラント(上場カバードラント以外のカバードラントをいう。以下この表において同じ。))ごとに作成すること。

## 2・3 同 左

### 4 同 左

### (1)～(6) 同 左

(7) 「摘要」の欄には、市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、外国市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「外国市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合は「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。

バテイング取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。

(8)・(9) 省 略

5・6 省 略

別表第六(一)

令和	年分	給与所得の源泉徴収票
		省 略

備考

1 省 略

2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。

(1)～(3) 省 略

(4) 「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、支払金額に応じて求めた法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額（租税特別措置法第29条の4第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額とする。）を記載すること。

(5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、同条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額（租税特別措置法第29条の4第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とし、同法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額とする。(8)及び(12)から(15)までにおいて同じ。) から控除した同号イからへまでに掲げる金額の合計額を記載すること。

(6)～(17) 省 略

(18) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

(イ)～(イ) 省 略

(ウ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項

(8)・(9) 同 左

5・6 同 左

別表第六(一)

令和	年分	給与所得の源泉徴収票
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1)～(3) 同 左

(4) 「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、支払金額に応じて求めた法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額（租税特別措置法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額）を記載すること。

(5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、同条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額（租税特別措置法第41条の3の12第1項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額。(8)及び(12)から(15)までにおいて同じ。) から控除した同号イからへまでに掲げる金額の合計額を記載すること。

(6)～(17) 同 左

(18) 同 左

(イ)～(イ) 同 左

(ウ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項

の規定の適用を受けた者である場合 (ㄨに該当する場合を除く。)

その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等 (同法第41条第1項に規定する住宅の取得等 又は同条第6項に規定する認定住宅等の新築等をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) が特定取得 (同法第41条第5項に規定する特定取得をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) 又は特別特定取得 (同法第41条第12項に規定する特別特定取得をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) に該当する場合には、その旨

(ㄨ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額 (租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する認定住宅等借入金等の金額、同条第11項に規定する特別特定住宅借入金等の金額 又は同条第14項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額をいう。以下(ㄨ)において同じ。 ) について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

の規定の適用を受けた者である場合 (ㄨに該当する場合を除く。)

その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等 (同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等 又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) が特定取得 (同法第41条第5項 又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) 又は特別特定取得 (同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいう。 (ㄨにおいて同じ。)) に該当する場合には、その旨

(ㄨ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額 (租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額 又は同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下(ㄨ)において同じ。 ) について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

(ㄨ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (ㄨに該当する場合を除く。 ) 同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額 又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額

(ㄨ)～(ㄨ) 省 略

3・4 省 略

(ㄨ)～(ㄨ) 同 左

3・4 同 左

別表第六(三)

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票
		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
  - (1)～(3) 省 略
  - (4) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ法第203条の2の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
  - (イ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）附則第11条第2項の規定の適用がある場合 法第203条の2の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額
  - (ロ) 省 略
  - (5)～(12) 省 略
- 3・4 省 略

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
  - (1)～(8) 省 略
  - (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

別表第六(三)

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票
		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
  - (1)～(3) 同 左
  - (4) 同 左
  - (イ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第10条第3項の規定の適用がある場合 法第203条の2の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額
  - (ロ) 同 左
  - (5)～(12) 同 左
- 3・4 同 左

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
  - (1)～(8) 同 左
  - (9) 同 左

イ～ハ 省 略

ト 当該投資事業有限責任組合の計算期間において当該組合員が当該投資事業有限責任組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受ける場合 同条第5項に規定する特例適用申告書又は同条第9項各号に定める申告書を提出している旨及びこれら提出年月日並びに当該投資事業有限責任組合の計算期間の中途において当該組合員が同条第1項各号に掲げる要件を満たさなかつたこととなつた場合にはその満たさなかつた事情の生じた年月日

3 省 略

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
省	略	省 略

備 考

- 1 省 略
- 2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)～(7) 省 略

(8) その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号に規定する同族会社又は同号ロに規定する特定法人から支払を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号イにより総合課税適用分」又は「租税特別措置法第37条の10第3項第8号ロにより総合課税適用分」と記載すること。

(9) 省 略  
3 省 略

監 画

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に

イ～ハ 同 左

ト 当該投資事業有限責任組合の計算期間において当該組合員が当該投資事業有限責任組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受ける場合 同条第5項に規定する特例適用申告書又は同条第9項各号に定める申告書を提出している旨及びこれら提出年月日並びに当該投資事業有限責任組合の計算期間の中途において当該組合員が同条第1項第1号から第4号までに掲げる要件を満たさなかつたこととなつた場合にはその満たさなかつた事情の生じた年月日

3 同 左

別表第八(三)

令和	年分	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
同	左	同 左

備 考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1)～(7) 同 左

(8) その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号に規定する同族会社から支払を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号により総合課税適用分」と記載すること。

(9) 同 左  
3 同 左

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第六(一)の改正規定(同表の備考2(4)に係る部分及び同表の備考2(5)に係る部分に限る。)及び別表第六(三)の表の備考2(4)(イ)の改正規定並びに附則第五条並びに第六条第三項及び第四項の規定 令和八年十二月一日

二 第四十七条の二第十四項第一号の改正規定、第五十三条の改正規定及び別表第五(ア)の表の備考2(12)の改正規定 令和九年一月一日

三 第二十八条第五号の改正規定 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)の施行の日

四 第三十五条の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)の施行の日

五 第六十条第二項の改正規定及び別表第五(三)の改正規定並びに附則第六条第二項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第四十条の九第一項第二号の規定は、個人がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等に関する経過措置)

第三条 所得税法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第四百一十一号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第二百七条の二第三項第八号の規定に基づく改正前の所得税法施行規則(以下「旧規則」という。)第四十条の十第二項の規定は、なおその効力を有する。

(確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置)

第四条 個人が所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附

則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により同項に規定する金銭を所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして同条第一項の規定を適用する場合には、旧規則第四十七条の二第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法第七十八条第三項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この号において「令和六年改正法」という。）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の」と、同号イ中「法第七十八条第三項」とあるのは「令和六年改正法附則第三条第一項」と、同号ロ中「令第二百十七条の二第三項」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四百十一号）附則第四条（特定公益信託の要件等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第二百十七条の二第三項」とする。

**（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）**

**第五条** 所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）附則第九条第二項第八号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等
- 二 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上でありかつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認められた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等

**（書式に関する経過措置）**

**第六条** 新規則別表第五（一）、別表第五（丙）（同表の備考2（1）に係る部分に限る。）及び別表第八（三）に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十五

条第一項又は第二百二十八条第二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書について適用し、施行日前にこれらの規定により提出したこれらの規定に規定する調書については、なお従前の例による。

2| 新規則別表第五(四)に定める書式は、附則第一条第五号に定める日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

3| 新規則別表第六(一)(同表の備考2(4)に係る部分及び同表の備考2(5)に係る部分に限る。)に定める書式は、令和八年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

4| 新規則別表第六(三)に定める書式は、令和八年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する公的年金等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5| 前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五(一)、別表第五(二)、別表第五(三)、別表第六(一)、別表第六(三)及び別表第八(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。